

令和6年度岡山県介護生産性向上総合相談センター運営事業実施要領

1 事業の目的

本事業は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和5年法律第31号)による改正後の介護保険法(平成9年法律第123号)第5条第3項において、都道府県に対し、介護サービス事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組が促進されるよう助言及び援助を行うよう務めることが求められており、国の介護生産性向上推進総合事業実施要綱に基づき、県内の介護現場の課題に即した対応方針や計画を有識者等で構成する「岡山県介護現場革新会議」において計画し、相談や必要な支援等を行うことにより、介護現場の生産性向上や人材確保の取組を推進させ、介護サービスの質の向上を図ることを目的とする。

2 業務の内容

委託する業務は次のとおりとし、疑義が生じた場合は県と協議を行い、県の指示を受けるものとする。

(1) 岡山県介護現場革新会議の開催

事業実施に係る関係者との連携・連絡等のため会議を開催する。

(2) 介護生産性向上に関する相談支援の実施

ア 介護事業所からの生産性向上・人材確保の取組等に関する相談への対応(必要に応じて関係機関につなぐ等の支援)を実施する。

イ 生産性向上の取組に関する研修会等を開催する。

ウ 生産性向上に取り組む介護事業所に対する専門家の派遣を行う。

エ 生産性向上の取組に係る伴走支援及び地域のモデル事業所の育成を行う。

オ その他必要な事業を実施する。

(3) 介護テクノロジーの定着及び活用に関する支援の実施

ア 介護ロボット等の導入及び活用に関する個別相談に対応する。

イ 介護ロボット等の出張展示及び試用貸出を行う。

ウ 介護ロボット等の導入に係る伴走支援及び地域のモデル事業所の育成を行う。

エ その他必要な事業を実施する。

(4) 介護サービスの質の向上に関する取組の推進

ア 関係機関との連携を行う。

イ その他必要な事業を実施する。

(5) 事業の周知・情報収集及び提供

ア 岡山県介護生産性向上総合相談支援センターで実施する事業をホームページ等で周知する。

イ 生産性向上の取組に係る好事例及びモデル事業所の取組事例等を提供する。

ウ 生産性向上に関連する情報の収集及び介護事業所への提供を行う。

エ その他必要な事業を実施する。

3 委託期間

委託契約締結日から令和7年3月31日まで

4 その他

委託業務の実施にあたり、必要な事項について協議調整に応じること。